三　施行期日

この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

---

**◇東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三五九号）（内閣府本府）

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二五年法律第八七号）の施行期日は、平成二五年一二月二七日とすることとした。

---

**◇東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三六〇号）（内閣府本府）

一　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正関係

1　題名を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」に改めることとした。（題名関係）

2　地震防災上緊急に整備すべき施設等として新たに津波防護施設を加えることとした。（第一条関係）

3　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第一二条第一項第四号の政令で定める施設は、次の㈠から㈢までに掲げるものとすることとした。（第七条関係）

㈠　高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設

㈡　幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校

㈢　病院、診療所又は助産所

4　法第一三条第三項の政令で定める交付金は、次の㈠から㈢までに掲げるものとすることとした。（第八条関係）

㈠　沖縄振興特別措置法第一〇五条の三第二項に規定する交付金

㈡　地域再生法第一三条第一項に規定する交付金

㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、法第一三条第三項に規定する事業に要する経費に充てるための交付金で内閣総理大臣が定めるもの

5　法第一六条の規定により読み替えて適用する防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第三条第二項第三号の政令で定める施設は、3の㈠から㈢までに掲げる施設とすることとした。（第九条関係）

6　法第一八条の政令で定める法人は、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の全額出資に係る法人が資本金等の二分の一以上を出資している法人（国又は地方公共団体が資本金等の三分の一以上を出資しているものに限る。）とすることとした。（第一〇条関係）

7　法別表の避難場所の整備を実施する政令で定める者及び避難経路の整備を実施する政令で定める者は、次の㈠及び㈡に掲げる者とすることとした。（第一一条関係）

㈠　地方公共団体（港務局を含む。㈡において同じ。）

㈡　地方公共団体から補助を受けて法別表の避難場所又は避難経路の整備を実施する者

二　その他

その他関係政令等について所要の改正を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

---

**◇首都直下地震対策特別措置法の施行期日を定める政令**（政令第三六一号）（内閣府本府）

首都直下地震対策特別措置法（平成二五年法律第八八号）の施行期日は、平成二五年一二月二七日とすることとした。

---

**◇首都直下地震対策特別措置法施行令**（政令第三六二号）（内閣府本府）

1　**茨**城県の区域のうち東京圏として定める区域

首都直下地震対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める区域は、この政令の施行の日における**茨**城県土浦市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町、結城郡八千代町、猿島郡境町並びに北相馬郡利根町の区域とすることとした。（第一条関係）

2　公共の用に供する施設

法第八条第二項第一号ロ(3)の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、河川及び水路、防水、防砂又は防潮の施設、鉄道、港湾並びに空港とすることとした。（第二条関係）

3　首都中枢機能の維持を図るための施設等

法第八条第三項の政令で定める施設等は、看板又は標識で円滑な避難又は緊急輸送の確保に寄与するものとすることとした。（第三条関係）

4　安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準

法第一九条第一項第三号の政令で定める基準は、自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道（道路法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）にあっては道路構造令第一〇条第三項本文、第一〇条の二第二項又は第一一条第三項に規定する幅員、都道府県道（同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同条第四号に掲げる市町村道をいう。）にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して道路法第三〇条第三項の条例で定める幅員であることとした。（第四条関係）

5　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）

6　この政令は法の施行の日（平成二五年一二月二七日）から施行することとした。

---

**◇旅券法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三六三号）（外務省）

旅券法の一部を改正する法律（平成二五年法律第六九号）の施行期日は、平成二六年三月二〇日とすることとした。

---

**◇旅券法施行令の一部を改正する政令**（政令第三六四号）（外務省）

1　旅券法の一部を改正する法律の施行に伴い、廃止される旅券の記載事項を訂正する制度に関する部分（都道府県が徴収する手数料の標準、国外手数料及び都道府県が処理する事務についての条項における関連部分）を削除することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二六年三月二〇日から施行することとした。

---

**◇持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三六五号）（内閣官房）

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二五年法律第一一二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年一月一二日とすることとした。

---